

第3部 施策

第1章 大気の保全

1 基本方針：良好な大気の保全を図ります。

2 目標：二酸化硫黄、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質については、環境基準値の達成と維持を目標とします。

二酸化窒素については、環境基準値よりも厳しい千葉県環境目標値の達成を目標とします。

非メタン系炭化水素については、環境基準値の定めがないので、中央公害対策審議会で定めた指針値の達成と維持を目標とします。

3 施策の内容

1) 大気環境の把握

平成19年度の大気環境の状況は、光化学オキシダントを除いて、環境基準を達成している状況にあります。今後も、環境基準等が定められている大気汚染物質を中心に、測定局による常時監視又は定点観測により、調査監視を継続し、習志野市の大気汚染の実態を把握していきます。

2) 工場等への対策

工場等に対しては、市環境保全条例に基づき、ボイラー等の特定施設設置計画時点での事前審査を実施していきます。また、工場・事業場の施設更新の際には、よりクリーンなエネルギーとして重油から天然ガスや電気への転換を指導していきます。

3) 自動車対策

自動車単体に係る排出ガスについては、法令等により規制されています。本市の計画では、駐車場の設置の際に、アイドリングストップ看板の設置を指導していきます。また、自動車利用の自粛、エコドライブ、低公害車利用についての呼びかけを行っていきます。特に冬季は上空に気温の逆転層が形成されやすく、その結果二酸化窒素等が滞留し高濃度汚染が見られます。そして12月は地球温暖化防止月間でもあることから、市民・事業者へのPR活動を強化していきます。

4) 国・県の動向把握と周辺自治体との連携

大気汚染対策は、その範囲が広域に及ぶことから、国や県の施策に期待するところが大きいこととなります。そのためには、市としての基本データを整備し、その上で周辺自治体と連携し、国や県への働きかけをしていきます。

また、光化学スモッグについては、注意報発令等の情報を速やかに学校や市民に伝え、屋外での過激な運動の中止や、自動車使用の自粛を呼びかけていきます。

5) 新規大気汚染項目への対応

最近の大気汚染物質の動向として、光化学オキシダントの原因物質として、揮発性有機化合物があげられ、大気汚染防止法で平成18年から新たに規制項目として加えられ、大規模な石油化学工場や製油所などが規制の対象となっています。

また、浮遊粒子状物質（粒径10 μ m以下のもの）のうち、2.5 μ m以下の超微粒子（PM2.5ともいう）は、小さな粒子の方が気管を通過しやすく、肺泡など気道より奥に付着するため、人体への影響が大きいと考えられることから、国や東京都においては規制値の検討を開始しています。

これら新たな汚染物質への監視や規制の必要性については、県や周辺自治体との連携の中で、情報収

集に努め、必要に応じて市の施策に反映していきます。

4 施策一覧表

【大気の保全】 施策の内容	実施方法	前期			中期					後期			
		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
1 大気環境の把握													
①二酸化硫黄	常時監視(通年 24 時間)	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
②二酸化窒素	常時監視(通年 24 時間)	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
③光化学オキシダント	常時監視(通年 24 時間)	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
④浮遊粒子状物質 (成分分析を含む)	常時監視(通年 24 時間)	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
⑤非メタン系炭化水素	常時監視(通年 24 時間)	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
⑥酸性雨 (成分分析を含む)	各月定点測定	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
⑦気象観測	常時監視(通年 24 時間)	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
2 工場等への規制・指導													
①条例による規制	施設設置・更新時の事前 審査	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
②天然ガスや電気への 転換	施設設置・更新時の転換 指導	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
③燃料使用量調査	特定施設所有工場に対し 年 1 回。	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
3 自動車対策													
①アイドリングストップ看 板設置指導	駐車場設置時。	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
②車使用自粛、エコドラ イブ、低公害車利用の 呼びかけ	広報、ホームページ等	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
4 広域的な連携													
①光化学スモッグ対応	発生時の検討との連絡体 制。市民への情報提供。	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
②国・県との連携		→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
③習志野市・八千代市環境保全連絡会議		→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	

第2章 水質の保全

1 基本方針：良好な水質の保全を図ります。

2 目 標：健康項目及び生活環境項目についての環境基準値の達成と維持

3 施策の内容

1) 水質環境の把握

現在の水質環境の状況は、健康項目については、26物質のうち、フッ素及びホウ素が一部の河川で環境基準を達成できていません。また、生活環境項目については、一部河川のBOD及び海域の全燐について環境基準を達成できていません。今後も環境基準に定める「健康項目」及び「生活環境項目」について、河川、海域、汽水域について調査監視し、習志野市の水質汚濁の実態を把握してまいります。

なお、本計画の目標値設定にあたり、類型指定のない河川域及び汽水域について、以下のとおりとします。

河川域については、利水目的がなく、都市河川であることから、同様の状況にある海老川の類型指定である「河川E類型」を当面の目標とします。

汽水域については、水質は海水に近いが、干潮時に水底が露出する環境にあることから、一般的な海域とは比較できないので、特に目標値は設定しないこととしました。ただし、環境の監視は必要なので水質調査項目としては、海域C・IVタイプの項目とします。

2) 谷津干潟環境調査

谷津干潟は、ラムサール条約登録地であり、水鳥にとって世界的に重要な湿地です。近年泥の流出やアオサの繁茂など、環境の変化がいられています。このことから、谷津干潟については、通常の水質調査に加え、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素、りん酸性りん、クロロフィルaといった生物由来の物質について調査し、谷津干潟の水環境基礎データの収集を行います。

3) 工場等への対策

市環境保全条例に基づき、工場等が施設を設置する場合、設置計画時点での事前審査を実施します。また、工場等への排水検査を実施し、市環境保全条例に定める基準超過の場合は改善勧告等の指導を行います。

4) 異常水への対応

河川や水路に異常水（油等）が流れる場合があります。この場合、県や市の関係機関と協力して、原因究明調査と原因者への対策指導を行います。

5) 生活排水対策

生活排水が、海や河川の汚れの原因の6割以上を占めるといわれます。最終的な対策としては、公共下水道整備ということにはなりますが、家庭からの排水の水質浄化は必要です。環境月間やホームページ等により家庭排水浄化に向けての市民PRを行っていきます。

6) 国・県の動向把握と周辺自治体との連携

水質汚濁対策は、大気汚染対策と同様にその範囲が広域に及ぶことから、国や県の施策に期待するところが大きいこととなります。そのためには、市としての基本データを整備し、その上で、周辺自治体と連携し、国や県へのアプローチを行うことが必要となります。

特に東京湾については、湾岸22都県市区町で構成する「東京湾岸自治体環境保全会議」の場を活用

し、東京湾の浄化に向けて、情報交換や市民PRに取り組んでいくこととします。

4 施策一覧表

【水質の保全】 施策の内容	実施方法	前期			中期					後期			
		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
1 水質汚濁状況の把握													
①健康項目調査	河川域 3 地点、年 4 回 汽水域 4 地点、年 1 回 海域については県調査による												
②河川域 生活環境項目調査	3 地点 (年 4 日・8 回)												
③海域 生活環境項目調査	1 地点 (年 4 日・8 回)												
④汽水域 生活環境項目調査	4 地点 (年 4 日・8 回)												
⑤谷津干潟基礎データ	3 地点 (年 4 日・8 回)												
2 工場等への規制指導													
①条例による規制	施設設置・更新時												
②排水検査	年 1 - 2 回実施												
3 異常水対応													
①異常水対応	発生時の連絡確認体制。												
4 生活排水への対応													
①公共下水道整備 (都市整備部)	整備が進むこと												
②市民PR	HP、環境月間等												
5 広域的な連携													
①東京湾岸自治体環境保全会議													
②花見川水質改善検討会													
③習志野市・八千代市環境保全連絡会議													
④国・県との連携													

第3章 地質の保全

【土壌の保全】

1 基本方針：良好な土壌の保全を図ります。

2 目 標：土壌から環境基準値を超える汚染物質が検出されないこと。

3 施策の内容

1) 搬入土による土壌汚染の未然防止

「習志野市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」に基づき、搬入前及び搬入後の土壌分析検査を義務づけており、今後も土壌汚染の未然防止を図っていきます。

2) 土壌汚染の顕在化への対応

平成15年の土壌汚染対策法の施行により、工場廃止時に水質汚濁防止法の特定施設（有害物質使用施設）を有する工場に対して調査が義務づけられました。その結果、全国的に土壌汚染の判明事例が増加しています。また、不動産取引において、土壌汚染の問題が重要視され、自主的な調査も行われるようになってきました。これを受け、環境省においては、土壌汚染対策法施行以前に廃止された工場跡地に対しても、調査を義務づけるべく改正を検討しています。

土壌汚染のそもそもの原因となる有害物質の地下浸透への禁止が、水質汚濁防止法で定められたのが平成元年であり、現在問題となっている土壌汚染の原因は、有害物質の地下浸透が法規制以前であったり、廃棄物を埋めていたことによるものです。したがって、現在の法令には触れないが、汚染は存在するという形で、顕在化してくることが想定されます。これに対しては、県から技術面等の支援を受けながら、県と共同で事業者指導にあたっていきます。

4 施策一覧表

【土壌の保全】 施策の内容	実施方法	前期			中期					後期			
		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
1 搬入土による土壌汚染の未然防止	条例に基づき、申請時に搬入予定土壌の搬入後に搬入土壌を分析検査する。												
2 土壌汚染物質除去対策指導	土壌汚染が確認された時点で原因者に対し浄化に向けた指導を行う												

【地下水の保全】

- 1 基本方針：良好な地質地下水の保全を図ります。
- 2 目 標：地下水から環境基準値を超える汚染物質が検出されないこと。
- 3 施策の内容

1) 汚染状況の把握

習志野市では、昭和61年度からトリクロロエチレン等による地下水汚染調査を継続してきました。その結果市内に広域的な汚染が2カ所あることが判明し、敷地内に汚染が確認された工場等については、浄化対策を指導し、工場は浄化対策を現在も継続中です。平成19年度末現在で、トリクロロエチレン等で環境基準を超える汚染物質が検出された民間井戸が22本あります。今後も調査と浄化対策を継続し、汚染の解消を目指します。

また、平成20年度に東習志野地区において、ホウ素による新たな民間井戸の汚染が確認されたことから、ホウ素及びフッ素を対象に、ホーロー工場や電気めっきを行う工場周辺について調査を開始しました。トリクロロエチレン等以外の物質による地下水汚染についても、今後、必要に応じ調査と対策を講じていきます。

また、民間井戸調査のベースになっている、井戸データが、15年～20年前の調査をもとにしたものであることから、再確認作業を実施します。

2) 原因者負担に向けて

地下水汚染は、地質条件等により汚染機構が複雑になり、汚染原因の確定が困難です。また、他の公害に比べ、法的拘束力が少なく、調査や浄化を命令できるのは、ごく限られた場合のみとなっています。

特に習志野市の場合は、トリクロロエチレン等を使用していた工場が、汚染地域内に複数あることから、状況はますます複雑で、原因者の特定は難しいものがあります。

今後の調査により、原因者の特定を進め、原因者の責任において、敷地内だけでなく、汚染地域内の調査及び浄化対策についても行ってもらう方向で、県と協議検討していきます。

4 施策一覧表

【地下水の保全】 施策の内容	実施方法	前期			中期					後期			
		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
1 汚染状況の把握													
①トリクロロエチレン等 調査	水位及び水質 年1-2回	→											
②ホウ素等調査	原則年1回水質調査	→											
2 企業指導	随時	→											

【地盤の保全】

- 1 基本方針：良好な地盤の保全を図ります。
- 2 目 標：被害が出はじめるとされる「年間沈下量 2cm」を超える地盤沈下がないこと。
- 3 施策の内容

1) 地盤沈下状況調査

千葉県は、昭和 30 年代から県内の水準点等の測量を実施し、地盤沈下量を継続測定しています。調査地点は平成 18 年度で県内 1200 地点、習志野市域で 15 地点です。その結果習志野市域の地盤沈下は 1960 年代から 70 年代が顕著で、それ以降沈下は見られません。今後も千葉県の調査結果を注視していきます。

2) 地下水の揚水規制

地盤沈下の防止を目的とした規制については、法令や千葉県環境保全条例により行われています。習志野市では、平成 17 年 1 月より、法令対象外となる小規模な事業用井戸についても、市独自の規制を設けました。今後もこの規制を継続し地盤沈下の未然防止に努めています。

3) 雨水の大地への涵養

近年、ゲリラ豪雨による都市の浸水がひんぱんに報道されています。根本的な原因としては、異常気象や、森林の荒廃があげられますが、環境面からいっても、地質保全のためには、雨水の大地への涵養は必要なことです。

そこで、道路や公共施設整備の際や、民間による宅地開発の際に、浸透性や保水性のある舗装や、雨水浸透ますを積極的に採用するようはたらきかけます。

4 施策一覧表

【地盤の保全】 施策の内容	実施方法	前期			中期					後期			
		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
1 水準点の測定・監視 (千葉県事業)	年 1 回 水準点測量	→											
2 市環境保全条例による 揚水規制	申請時	→											
3 都市施設整備時及び開発時の雨水の地下水への涵 養策検討。		→											

第4章 騒音・振動・悪臭の防止

【騒音・振動の防止】

- 1 基本方針：不快な騒音・振動の防止を図ります。
- 2 目 標：一般地域の騒音及び道路交通騒音について環境基準値を達成すること。
道路交通振動については、人が揺れを感じ始めるとされる55dB以下であること。

3 施策の内容

1) 騒音・振動環境の把握

習志野市の騒音の状況を環境基準値に対する達成率で見ると、道路に面する地域については、50～60%、一般地域については20～30%、ただし住居専用地域に限ってみると約70%となっています。今後も、一般環境及び道路に面する地域の騒音・振動調査を行い、その状況を把握していきます。またあわせて、交通量の調査も行っていきます。

2) 工場等への対策

工場等からの操業騒音や振動については、施設設置計画時点での事前審査と完成後の現地調査を実施していきます。市環境保全条例による規制基準値を超えた場合は、その低減についての改善指導や勧告を行っていきます。

3) 建設作業場への対策

建設作業現場からの騒音振動については、着工前の事前審査を行っていきます。市環境保全条例による規制基準値を超え、生活環境が著しくそこなわれていると認められた時は、騒音振動の低減対策を指導していきます。

4) 深夜カラオケ騒音調査

20年ほど前までは、かなりの数の苦情がありましたが、カラオケボックス等防音対策の整った施設が多くなってからは少なくなりました。しかし、防音施設のない飲食店からのカラオケ騒音苦情は依然としてあることから、年1回定期的に、深夜時間帯にカラオケ騒音調査を実施し、騒音が認められた場合には、店に対し指導を行ってまいります。

5) 自衛隊習志野基地落下傘降下訓練騒音調査

訓練時の騒音については、八千代市との共同調査をこれまでも数回実施しています。自衛隊機の訓練騒音については、特に環境基準は設けられてはいませんが、飛行コースが住宅地であることから、今後も調査を継続し、自衛隊に対し騒音の低減に努めるよう要請していきます。

6) 感覚公害への対応

騒音は公害苦情相談の中でも高い割合を占め、また感覚公害である点が、問題解決をいっそう難しくしているといえます。すなわち、その音が不快であると感じるのは、人によりまた同じ人でもその時の心理状態により変わってきます。

工場の機械音等、事業活動によって引き起こされる騒音の多くの部分については、法令や条例により規制基準値が設けられています。しかし、規制基準値という数字だけでは、問題を解決することはできません。

規制基準値を超えていれば、事業者に対し改善するよう指導し、騒音を規制基準値以下とすることはできます。しかし、これで苦情相談が解決したとは言えません。規制基準値を超えていなかった場合や

健康面や財産面での被害があった場合の解決は、当事者間の話し合い、公害紛争処理法及び司法による判断によることになります。

昨年東京都下で、公園の噴水で遊ぶ子供の声が騒音に当たると訴訟になり、裁判所は公園の管理者である市に対して噴水の使用中止を命じました。この場合訴えを起こした人が病氣療養中であったという事情もありますが、騒音問題の難しさを示す事例であるといえます。

騒音苦情相談対応として、数値だけで判断するのではなく、その後の解決方法について、相談や助言までを含めて行ってまいります。

4 施策一覧表

【騒音・振動】 施策の内容	実施方法	前期			中期				後期			
		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
1 騒音・振動環境の把握												
①一般環境騒音調査	年1回、住専地区を重点に24時間測定。	→										
②騒音メッシュ調査	概ね5年毎				○					○		
③道路交通騒音・振動調査	年1回、幹線道路を対象。騒音72時間、振動24時間測定	→										
④交通量調査	年1回24時間。幹線道路を対象(原則③と同一地点)。	→										
2 工場等への対策	条例に基づく規制基準値により規制する。事前審査と完成検査を併用。	→										
3 建設作業現場への対策	事前審査と現場巡回併用。	→										
4 深夜カラオケ騒音調査	定例として年1回、苦情対応調査としては随時	→										
5 自衛隊習志野基地落下傘降下訓練騒音調査	八千代市との共同事業で実施する。不定期。	- - - - - →										

【悪臭の防止】

1 基本方針：不快な悪臭の防止を図ります。

2 目 標：悪臭のない快適な生活が送れること。

3 施策の内容

1) 工場等への対策

工場等からの悪臭については、塗装施設等の施設設置計画時点での事前審査と完成後の現地調査を実施していきます。また、さまざまな複合臭については、人の嗅覚による臭気指数に基づく規制をしております。

2) 東京湾広域異臭対応

春から夏の南風が吹く気象条件下で、東京湾からガス臭がすることがあります。その影響は、習志野市を含む東京湾沿岸域の複数の市に及びます。この問題に対しては、千葉県が中心となり、関係市町村等の間で、情報連絡体制をとっています。習志野市も県や関係市と協力して迅速な対応に努めます。

3) 一過性への対応

悪臭は、感覚公害であるとともに、一過性であることが多いことから、発生源を特定することが困難です。問題解決のためには、発生源の特定が必要であることから、付近住民の協力を求めるなど、一過性への対応をとってまいります。

4 施策一覧表

【悪臭】 施策の内容	実施方法	前期			中期				後期				
		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
1 工場等からの悪臭	条例に基づく規制基準値 (事前審査と完成検査)	→											
2 東京湾広域異臭対応	発生時の情報収集。問い合わせ対応。	→											

第5章 有害化学物質等のリスク回避

【ダイオキシン類】

- 1 基本方針：ダイオキシン類によるリスクの回避を図ります。
- 2 目 標：大気、水質等から環境基準値を超えるダイオキシン類が検出されないこと。
- 3 施策の内容
 - 1) ダイオキシン類調査
 これまでの調査の結果、大気、水質等から、環境基準を超える値は確認されていませんが、ダイオキシン類についての国や県の動向を把握しながら調査を継続していきます。
- 4 施策一覧表

【ダイオキシン類】 施策の内容	実施方法	前期			中期					後期			
		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
1 ダイオキシン類調査													
①大気調査	4 地点・年 2 回	→			→					→			
②水質調査	3 地点・年 2 回	→			→					→			
③水底の底質調査	3 地点・年 1 回	→			見直								
④土壌調査	1 地点・年 1 回	→											

【アスベスト】

- 1 基本方針：アスベストのリスクの回避を図ります。
- 2 目 標：アスベストの飛散による健康被害を防止します。
- 3 施策の内容

1) 公共施設アスベスト対策の推進

公共施設アスベスト対策については、前述したように撤去対象施設 22 のうち、11 施設の撤去を終えています。今後の撤去工事についても、計画的に進める必要があります。なお、撤去までの間は、施設内の大気環境調査（アスベスト飛散状況調査）を実施してまいります。

2) 解体工事におけるアスベスト飛散予防対策

過去のアスベスト使用量のうち 9 割が建築資材であるというデータもあり、今後は建築物の解体時における監視が重要になってきます。平成 18 年 9 月から 10 月に関連法の改正が行われ、規制の強化が図られました。

今後とも、特定建設作業の審査時のチェックと現場パトロールを行うとともに、労働基準監督署等の関係機関と連携を取りながらアスベストの暴露防止に努めてまいります。

3) 市民相談窓口の開設

習志野市のアスベスト対策を総合的に進めるため、平成 17 年 8 月にアスベスト等対策委員会を設置し、併せて、市民の皆さんからの、アスベストに関する相談窓口を設けました。今後もアスベストについての相談対応をしてまいります。

4 施策一覧表

【アスベスト】 施策の内容	実施方法	前期			中期					後期				
		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	
1 公共施設アスベスト除去(大気環境調査含む)	撤去完了 23 年度(見込み) 完了まで年2回大気調査	→												
2 解体工事における飛散防止		→												
3 アスベスト等対策委員会・相談窓口		→			- - - - -									▶

【旧軍毒ガス弾】

- 1 基本方針：旧軍毒ガス弾のリスクの回避を図ります。
- 2 目 標：旧軍毒ガス弾による健康被害を防止します。
- 3 施策の内容

1) 環境調査の実施

習志野市は、環境省等による調査とは別に、旧陸軍習志野学校跡地及び習志野演習場周辺の土壌及び地下水について、毒ガス関連物質であるヒ素調査を平成 17 年度から実施しています。これまで、環境基準値を超えるものは検出されていません。この調査は平成 21 年度をもって終了します。

2) 土地改変時の環境調査の実施

旧陸軍習志野学校跡地の調査からは、毒ガス弾及びその関連物質は検出されませんでした。ただし、調査の際、建物等がある場所は調査ができませんでしたので、この部分について、今後掘削を伴う土地改変工事が行われる場合は、土地所有者の希望により、環境省が調査をすることとなっています。習志野市は、本制度の PR に努め、環境調査の実施をめざし、関係機関と連携してまいります。

4 施策一覧表

【旧軍毒ガス弾】 施策の内容	実施方法	前期			中期				後期				
		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
1 環境調査	土壌及び地下水ヒ素調査	→											
2 土地改変時の環境調査 実施指導	調査制度の PR。 道路、下水、建物(民間含む) 工事の際の調査案内。	→											

【内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）】

- 1 基本方針：内分泌かく乱化学物質によるリスクの回避を図ります。
- 2 目 標：内分泌かく乱化学物質については、研究中の部分が多く、環境基準値も定められていないため現時点では具体的な目標は定めません。
- 3 施策の内容

1) 調査の実施

内分泌かく乱化学物質については、まだ研究中の段階であり、今後多くの新たな知見が判明すると予測されることから、国及び県の動向を注視しながら、調査を継続していきます。

4 施策一覧表

【内分泌かく乱物質】 施策の内容	実施方法	前期			中期					後期			
		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
1 河川域の水質調査	年1回。2地点花見川流域市と歩調を合わせて。	→											
2 国・県の動向把握		→											

【有害化学物質の適正管理】

- 1 基本方針：有害化学物質による環境汚染の未然防止を図ります。
- 2 目 標：有害化学物質に関する情報を、行政・事業者・市民それぞれで共有し、有害化学物質の適正管理と排出抑制を進めます。

3 施策の内容

1) 市民PR

有害化学物質については、国や県において、事業者に対し適正管理を進める制度が整備され、それらの物質が環境中にどれだけあるのかもPRTR制度によりわかってきています。化学物質は家庭で使われる殺虫剤、洗剤、接着剤にも含まれています。これらは家庭において、正しい使用方法であれば、人体にただちに影響が出るものではありませんが、過度な使用をやめることや、より環境への負荷の少ない製品への転換を心がける必要があります。市は、有害化学物質についての情報収集に努め、家庭生活における適正な使用について、機会をとらえて市民PRを行っていきます。

2) PCB 廃棄物の管理及び処分

PCB（ポリ塩化ビフェニール）は、その安全性、耐熱性、絶縁性を利用して電気絶縁油、感圧紙等、様々な用途に用いられてきましたが、環境中で難分解性であり、生物に蓄積しやすかつ慢性毒性がある物質であることが明らかになり、昭和49年に化学物質審査規制法に基づき製造及び輸入が原則禁止されました。しかし、PCB 廃棄物については、処理施設の整備が進まなかったことなどから事業者が長期間保管し続けてきており、平成13年にPCB 廃棄物処理特別措置法が制定され、処理体制の整備が図られた上で平成28年度までに処理を終えることとしています。

習志野市では、かつて公共施設において使用していた安定器やコンデンサー等、PCB が含まれているすべての機器約3トンを回収し、環境保全課が一括して保管管理し、処理場の整備が整い次第、処分することとなっています。

4 計画の内容

- 1) 基本方針：有害化学物質等のリスクの回避を図ります。

2) 施 策：事業内容と年次

【有害化学物質の適正管理】 施策の内容	実施方法	前期			中期					後期			
		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
1 市民への情報提供 (リスクコミュニケーション)	ホームページ、環境月間 等	→											
2 PCB の保管及び処分		→											

第6章 公害苦情相談

1 基本方針：公害苦情相談について速やかに、適切な解決を図ります。

2 目 標：苦情相談件数が減っていくこと。

3 施策の内容

公害苦情相談については、「公害紛争処理法」を基本に、解決を図っていくこととなります。公害紛争処理法では、市に「公害苦情相談員」を置くこととされ、習志野市では環境保全課職員が、公害苦情相談員となります。

公害苦情相談員は、苦情相談を受け、その解決のために調査、指導、助言を行うこととなっています。ただし、公害苦情相談員は当事者間に入って、調停や仲裁等を行うことはできません。調停等を行うことのできる機関として、県には「公害等審査会」、国には「公害等調整委員会」がそれぞれ設けられています（公害紛争処理法の概要については「5参考資料 1-6公害苦情相談」参照）。

苦情相談への解決方法を発生源別により大別するとおおよそ次のようになります。

1) 事業活動によるもの

事業活動に伴い発生する公害の多くについては、法令や条例に規制基準値が設けられており、それを超えて汚染物質を排出したり、騒音を出していたことが公害の原因である場合は、市（法令に基づく場合は県）が、現地調査及び測定を行い、事業者に対し規制基準値以下まで低減するよう指導します。

しかし、規制基準値を超えてはいないが、眠れない等の健康被害が起きている事例や、中には低周波音のように規制基準値が定められていないものもあります。このような問題の解決は、当事者間の話し合いを進めるよう指導しますが、第三者による調停や判断が必要な場合は、県の公害等審査会による方法を紹介していきます。

2) 個人活動によるもの

個人活動による公害苦情相談は多様でその対応も一律的なものではありません。また、個人対個人の問題が、公害苦情相談として持ち込まれることがあります。

個人活動によるものについては、法令や条例での規制基準値の定めがないことから、当事者間での話し合いによる解決を指導していきます。

表3-6-1 発生源別公害苦情相談解決手法

発生源	内 容	公害苦情相談員のしごと	解決手法
1事業活動	法令や条例に定める規制基準値を超えているもの (工場騒音等)	①現場調査、測定 ②事業者への指導・処分	規制基準値以下までの低減。
	①法令や条例に定める規制基準値を超えていないが、被害が認められるもの。 ②法令や条例に規制基準値の定めがないもの。(低周波音等)	①相談対応 ②解決手法の案内指導、助言 ③現場調査(必要により測定を含む)	①当事者間の話し合い ②公害紛争処理法に基づく、あっせん、調停、仲裁、裁定(実施は国・県の機関) ③司法による解決
2個人の活動	野焼等、空調室外機の音、大型湯沸かし器の音、駐車場のからふかし音、家庭菜園の肥料の悪臭など	①相談対応 ②解決手法の案内指導、助言 ③必要により現場調査	①当事者間の話し合い ②公害紛争処理法に基づく、あっせん、調停、仲裁、裁定(実施は国・県の機関) ③司法による解決
※個人間の問題については、その影響範囲がきわめて狭く、「公害」にあたらぬ。 よってその解決は、当事者間の話し合いを促していく。			

4 典型7公害以外の苦情相談について

近年、環境問題への関心の高まりから、公害苦情相談として「公害」分野以外のものも寄せられることがあります。いくつか例を挙げると、

・水道水の水質について

公害分野で扱う水質は河川、湖沼、海域です。河川及び湖沼の水を処理し水道水とする過程で、使われる化学物質について、健康面への影響についての問い合わせがあります。水道水の水質基準については、水道法（厚生労働省所管）により定められています。水道事業者（習志野市域では、習志野市企業局及び千葉県水道局）に検査及び結果の公表の義務があります。

また、地下水を飲用する場合、法令上の義務付けはありませんが、利用者には定期的な検査が求められています。

・シックハウスについて

化学物質による室内空気汚染が原因と考えられる皮膚・粘膜刺激症状などの健康障害を一般にシックハウス症候群といいます。なお、建材や内装材から放散されるホルムアルデヒドなどの化学物質について建築基準法の規制が設けられたほか、室内空気中化学物質濃度の指針値（厚生労働省）も設定されています。保健所で健康相談を実施しています。

・電磁波について

電力高圧線の近くにお住まいの方から、健康面への問い合わせをいただくことがあります。これについては、東京電力が研究調査を進めており、希望があれば測定を無料で実施しています。

また、家庭電化製品や携帯電話からの電磁波については、総務省、厚生労働省及び経済産業省の所管で、電磁波と健康被害の因果関係については、現在研究中の段階です。

・ビル風について

高層建造物の周辺に局部的に発生するビル風が問題になることがあります。高層建造物が建設されると、ビルの両横で強風となり、風下のビルの後ろ側では風が弱くなり、また、風の変動が大きくなって乱流が発生します。特にビル風による被害は全国各地で社会問題化し、損害訴訟なども起こって、住民がビル建築・販売業者を相手取ってビル風害の損害賠償を求めた訴訟では、財産的賠償を認めた例もあります。

現在まで法令での規制値は特に示されていませんが、対策としては、ビル建設に際して事前のシミュレーションによってビル風の発生しにくい構造設計を行ったり、防風植栽を行い被害軽減することなどがあげられます。

以上のような問題は、公害苦情相談として扱うものではありませんが、どの行政機関が担当し、規制の概要はどのようなものであるか、また、詳細はどこへ問い合わせればよいのか等は、対応できるようにしておかなければなりません。

こういった公害問題周辺のテーマについては、今後増加していくことが予想されることから、最新の動向等について情報収集をしております。

